

## カーボン・オフセット認証制度 手数料に関する時限的な特例措置(案)

平成 21 年 9 月 2 日

気候変動対策認証センター

事務局においては、より多くの制度参加者にご利用いただきやすいように、手数料体系を構築してまいりましたが、今般、多様なニーズを把握するために、時限的に以下の特例措置を講じることといたします。今後は、当措置のご利用状況等を勘案の上で、手数料体系を見直していく可能性がございます。

### 1. 適用時期

当面の間とします。当措置は気候変動対策認証センターのホームページ等による予告を行った後に終了することもあります。

### 2. 特例措置の内容

#### (1) 審査料早期受理割引の設定

予備審査時期の分散を図るため、新規案件の申請にあたり、事務局の提示する委員会開催予定日より 20 営業日前までに書類を受理した場合には、1 件あたりの審査料から 21,000 円（税抜 20,000 円）を割引くことができます。書類受理にあたっては、実施要領に定める形式要件を満たしている必要があります。

ただし、早期受理割引の適用は審査料のみであり、認証更新料には適用しません。また、書類等が到着していたとしても形式要件を満たしていない場合は、当該割引は適用しません。

#### (2) 認証利用料における固定額の設定

認証利用料は「対象売上高×0.1%」を本則としておりますが、当面の間は、「対象売上高×0.1%」に替わり、「294,000 円（税抜 280,000 円）」の固定額を選択することができます。

ただし、一旦、固定額を選択された場合は、「対象売上高×0.1%」が 294,000 円（税抜 280,000 円）を下回ったとしても一切の返金には応じません。

## カーボン・オフセット認証制度 手数料(案)

気候変動対策認証センター

## カーボン・オフセット案件認証 暫定手数料 (平成21年9月2日後審査対象案件より、当面の間)

審査料・認証更新料 (案件/年)	84,000 円 (税抜 80,000 円) 審査料に限り、申請が早期受理された場合 <sup>※1</sup> 63,000 円 (税抜 60,000 円)
認証利用料 (案件/年)	対象売上高×0.1% <sup>※2</sup> ただし、以下の固定額を選択することもできます。 294,000 円 (税抜 280,000 円)
特定審査料割増 <sup>※3</sup> (案件/年)	+178,500 円 (税抜 170,000 円)
事前認証・事後確認型利用割増 (案件/年)	+210,000 円 (税抜 200,000 円)
適格第三者算定利用割引 (案件/年) <sup>※4</sup>	-21,000 円 (税抜 20,000 円)
算定支援サイト確認割増 (サイト/年) <sup>※5</sup>	+157,500 円 (税抜 150,000 円)
年間登録料 (参加者/年)	157,500 円 (税抜 150,000 円)
新規登録料 (参加者/年)	105,000 円 (税抜 100,000 円)
登録月延長料 (参加者/月)	13,125 円 (税抜 12,500 円)

## あんしんプロバイダー制度手数料

年間登録料 (事業者/年)	315,000 円 (税抜 300,000 円)
新規登録料 (事業者/年)	210,000 円 (税抜 200,000 円)
算定支援サイト <sup>※2</sup> 確認手数料 (サイト/年)	157,500 円 (税抜 150,000 円)

## 振込先

みずほ銀行 (金融機関コード: 0001) 神谷町支店 (店番号: 146)

口座種別: 普通 口座番号: 1177006

社団法人海外環境協力センター 気候変動対策認証センター

シヤ) カイガイカンキョウウリョクセンター キコウヘンドウタイサクニンシヨウセンター

注) 消費税等は5%で計算しておりますが、法改正によって税率が変更になった場合は、新税率を適用いたします。

- ※1 事務局の提示する委員会開催予定日より20営業日前までに書類を受理した場合に適用いたします。
- ※2 認証利用料は1,000円未満切捨て、上限額200万円、下限額2万円とし、それぞれ消費税を加算します。対象売上高は申請時においては計画額とし、利用期間終了後実績額をもとに差額を精算します。
- ※3 特定審査料割増とは、①あんしんプロバイダー制度参加者のみを利用しない、かつ②J-VER登録簿のみを用いて無効化しない場合の割増審査料です。一定の要件を満たす類似の複数案件を、同時期に、同一プロバイダー・同一登録簿を利用した場合、2件目以後の申請については割増を適用しません。
- ※4 当面の間、適格検証機関は、申請時点において、京都メカニズムにおける指定運営組織(DOE)又は認定独立組織(AIE)として登録されている機関を指します。
- ※5 算定支援サイトとは、インターネット等において、排出量算定を行う計算機能を付して、算定量に応じた、主に個人のカーボン・オフセットの取組を可能にしているサイトをいいます。

## カーボン・オフセット案件認証手数料事例

(事例①) Z社が1年目にA・B・C・Dの4案件の認証を申請したケース

	クレジット取扱主体	排出量	認証	算定主体	想定売上高
A	あんしんプロバイダー制度参加者を利用	CER	事後認証型	プロバイダー	20 百万円
B	オフセット・プロバイダーを利用せず	J-VER	事後認証型	適格検証機関	0 円
C	あんしんプロバイダー制度参加者を利用	CER	事後認証型	適格検証機関	40 百万円
D	オフセット・プロバイダーを利用せず	J-VER	事後認証型	コンサルタント	30 百万円

(初回申請時)

年間登録料	157,500	
+新規登録料	105,000	
+A 案件	84,000+21,000	
+B 案件	84,000-21,000+21,000	
+C 案件	84,000-21,000+42,000	
+D 案件	84,000+31,500	
合計	672,000	(1 案件あたり約 168,000 円)

(事例②) 事例①のZ社が2年目にA・B・Cを更新、Dを精算、Eを追加するケース

	クレジット取扱主体	排出量	認証	算定主体	想定売上高	前年度売上高
A	あんしんプロバイダー制度参加者を利用	CER	事後認証型	プロバイダー	50 百万円	30 百万円
B	オフセット・プロバイダーを利用せず	J-VER	事後認証型	適格検証機関	0 円	0 円
C	あんしんプロバイダー制度参加者を利用	CER	事後認証型	適格検証機関	20 百万円	20 百万円
D	オフセット・プロバイダーを利用せず	J-VER	事後認証型	コンサルタント	—	20 百万円
E	あんしんプロバイダー制度参加者を利用	J-VER	事後認証型	プロバイダー	10 百万円	—

(更新申請時)

年間登録料	157,500	
+A 案件	84,000+(31,500-21,000)+52,500	
+B 案件	84,000-21,000+21,000	
+C 案件	84,000-21,000+(21,000-42,000)+21,000	
+D 案件	(21,000-31,500)	
+E 案件	84,000+21,000	
合計	546,000	(1 案件あたり約 136,500 円)